

# 国際ロータリー定款

\* 解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第14条より）。

条	題目	頁
1	定義	83
2	連合体とその目的	83
3	目的	83
4	会員	84
5	理事会	84
6	役員	85
7	管理	85
8	国際大会	85
9	規定審議会	86
10	会費	86
11	財団	86
12	会員の称号と徽章	87
13	細則	87
14	解釈の仕方	87
15	改正	87

(2022年7月)

# 国際ロータリー定款

## 第1条 定義

1. 理事会:	国際ロータリー理事会
2. クラブ:	ロータリークラブ
3. ガバナー:	ロータリー地区のガバナー
4. 会員:	名誉会員以外のロータリークラブ会員
5. RI:	国際ロータリー
6. ローターアクトクラブ:	若い成人のクラブ
7. ローターアクター:	ローターアクトクラブの会員
8. 年度:	7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 連合体とその目的

RIは全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

RIの目的は次の通りである:

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ローターアクトクラブ、地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。

## 第3条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあり、具体的には、次の各項を奨励することにある:

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること;
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第4条 会員

**第1節 — 構成。** RI の会員は、クラブおよびローターアクトクラブをもって構成される。

**第2節 — クラブの構成。**

- (a) クラブは、以下のような成人によって構成される。
1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
  2. 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
  3. 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある
- (b) クラブは、一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有するものとする。
- (c) RI 細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員に関する規定と、その各々に対する資格条件を定めることができる。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブは、RI 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

**第3節 — ローターアクトクラブの構成。** ローターアクトクラブの構成は、理事会が定めるものとする。

**第4節 — 定款および細則の承認。** クラブおよびローターアクトクラブは、すべて、本定款ならびに RI 細則ならびにそれらに対するすべての改正規定が法律に反しない限り、それらの規定によって拘束される。

**第5節 — 例外。** 理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款または RI 細則または標準ロータリークラブ定款に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000 クラブまでとする。試験的プロジェクトの実施期間は、6 年を超えてはならない。その試験的プロジェクトの完了後、すべてのクラブが標準ロータリークラブ定款を採用するものとする。

## 第5条 理事会

**第1節 — 構成。** 理事会は、会長と会長エレクトを含めた 19名のメンバーから成る。会長は理事会のその議長である。17 名の理事は RI 細則の規定に従って選挙される。

**第2節 — 権限。** 本定款および RI 細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれる。

**第3節 — 財務。** 理事会は、RI 細則の規定によって定められた予算に従って、その経常収入と、RI 準備金から RI の目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、RI 準備金からの支出の理由を次の国際大会ならびに規定審議会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、RI の純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

**第4節 — 幹事。** 事務総長は理事会の幹事であり、理事会の議事について投票権を持たない。

## 第6条 役員

**第1節—名称。**RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの議長、議長エレクト、名誉会計とする。

**第2節—選挙の方法。**RIの役員はRI細則の定めるところに従って指名され、選挙される。

## 第7条 管理

**第1節—**「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」(RIBI)は、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、およびマン島にあるすべてのクラブにより形成される、RIの管理上の地域単位である。RIBIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたRIBI定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められている。

**第2節—**本定款および細則の規定に準拠し、クラブは理事会の総括的管理の下、以下の形式で直接管理される。

- (a) 理事会による管理。
- (b) 地区におけるガバナーによる監督。
- (c) 理事会が決め、かつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) RIBIによる、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、マン島にあるクラブの監督。

**第3節—**ローターアクトクラブは、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で管理される。

## 第8条 国際大会

**第1節— 時期および場所。**RI国際大会は、理事会の決定する時と場所において年度の最後の3カ月に開催される。

**第2節— 臨時国際大会。**非常事態発生の場合、会長は理事会の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

**第3節— 代表議員および投票。**正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成する。

- (a) クラブは、そのクラブの会員、または委任状による代理者を通じて少なくとも1票を投じることができる。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が

26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。会員数は、大会直前の12月31日の時点において決まる。2票以上の票を投じる権限を持つクラブは、2名以上の代議員を大会に派遣するか、あるいはそのクラブの票を投じる権限を1名の代議員もしくは代理人に委ねることができる。

(b) RI 役員および元会長で、クラブの会員である者は、特別代議員である。

**第4節 — 投票。**投票はRI細則の定めに従って行われる。

## 第9条 規定審議会

**第1節 — 目的。**規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

**第2節 — 時期および場所。**規定審議会は、3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催される。

**第3節 — 手続。**規定審議会は、正式に提出された立法案を審議するものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができない。規定審議会の議員については細則の規定による。

**第4節 — 臨時会合。**規定審議会の臨時会合は、全理事の少なくとも90パーセントの投票により招集できる。理事会は、会合の時と場所を決める。理事会が提出した立法案のみが審議される。時間の許す場合を除き、RI組織規定の各所に定められている提出締切日や手続は適用されない。会合のすべての決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動を取るにより、覆すことができる。

## 第10条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは年に2回、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RIに人頭分担金を納付するものとする。

## 第11条 財団

**第1節 —**RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

**第2節 —**RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

## 第 12 条 会員の称号と徽章

**第 1 節 — 正会員。**正会員はロータリアンとして認められ、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられる。

**第 2 節 — 名誉会員。**名誉会員は名誉ロータリアンとして認められ、RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられる。

**第 3 節—ローターアクト会員。**ローターアクトクラブの正会員は、ローターアクターとして認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられる。

## 第 13 条 細則

規定審議会は、RI 管理のために、本定款のほかに、本定款に合致する細則規定を採択、また、改正することができる。

## 第 14 条 解釈の仕方

本定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用される。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。「郵便」、「郵送」、「郵便投票」、および「クラブ投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするための、電子メール(Eメール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれる。

## 第 15 条 改正

本定款は、規定審議会の 3 分の 2 の投票によって改正できる。

# 高畠ロータリークラブ 定款・細則・内部諸規定

- ・定 款 …………… 89～93 頁
- ・推奨ロータリークラブ細則 …………… 95～98 頁
- ・細 則 …………… 99～103 頁
- ・内部諸規定
- ・（慶弔規定・スマイリング申し合せ・内規事項）…………… 104 頁

# 高畠ロータリークラブ 定款

## 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細 則： 本クラブの細則
3. 理 事： 本クラブの理事
4. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。  
(ただし本クラブは衛生クラブを持たない。)
7. 書 面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称

本会は、高畠ロータリークラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

## 第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
  - (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること
  - (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
  - (d) ロータリー財団を支援すること
  - (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること
- (※訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

## 第4条 クラブの所在地

本クラブの所在地域は、次の通りである：

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 911-2 木村ビル 2 階

## 第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

## 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学のおよび実際の規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践してい

くという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区画内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第7条 会合

### 第1節 例会。

- (a) 日および時間。  
本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。  
例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。  
正当な理由がある場合、理事会は、例会を前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に變更することができる。
- (d) 取消。  
例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
  - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
  - (2) 会員の葬儀の場合
  - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
  - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

## 第2節 — その他の会合。

- (a) 役員を選挙するため、前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日まで開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において発表するものとする。
- (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

## 第3節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

## 第8条 会員身分

### 第1節 — 一般的資格条件。

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

### 第2節 — 種類。

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

### 第3節 — 正会員。

RI定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 — 衛星クラブの会員。

本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

### 第5節 — 二重会員の禁止。

いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

### 第6節 — 名誉会員。

本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

### 第7節 — 例外。

細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

## 第9条 クラブの会員構成

### 第1節 — 一般規定。

各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

## 第2節 — 多様なクラブ会員基盤。

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

## 第10条 出席

### 第1節 — 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメークアップする：
  - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
  - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
  - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
  - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
  - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
  - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
  - (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

### 第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。

会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

### 第3節 — その他のロータリー活動による欠席。

欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例會に出席できない場合。

#### 第4節 — RI 役員の欠席。

會員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

#### 第5節 — 出席規定の免除。

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と會員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリーアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

#### 第6節 — 出席の記録。

本条第5節 (a) の下に出席規定の適用を免除された會員がクラブ例會に欠席した場合、その會員と會員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節 (b) の下に出席規定の適用を免除された會員がクラブ例會に出席した場合、その會員と會員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う會員数と出席者数に含まれるものとする。

#### 第7節 — 例外。

細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

### 第11条 理事および役員および委員会

#### 第1節 — 管理主体。

本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

#### 第2節 — 権限。

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

#### 第3節 — 理事会による最終決定。

クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が會員身分の終結の決定をした場合、會員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例會において、定足数の出席を得て、その出席會員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例會の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各會員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

#### 第4節 — 役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき會員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例會に出席するものとする。

#### 第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が挙げられない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの會員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト・ラーニングセミナーとクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの例會に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト・ラーニングセミナーおよびクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなしたラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

#### 第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は會員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の會員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長 (chair) であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ會員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総會に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

#### 第7節 — 委員会。

本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
  - (b) 會員増強
  - (c) 公共イメージ
  - (d) ロータリー財団、および
  - (e) 奉仕プロジェクト
- 理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

### 第12条 会費

すべての會員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

### 第13条 會員身分の存続

#### 第1節 — 期間。

会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

## 第2節 — 自動的終結。

- (a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとするただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は
- (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
  - (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申請をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

## 第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

## 第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
- (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
  - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。  
規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

## 第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2

以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

## 第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

## 第7節 — 理事会による最終決定。

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

## 第8節 — 退会。

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

## 第9節 — 資産関与権の喪失。

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第10節 — 一時保留。

- 本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、
- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
  - (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
  - (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
  - (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大90日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求

めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

## 第14条 地域社会、国家、および国際問題

### 第1節 適切な主題。

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

### 第2節 支持の禁止。

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

### 第3節 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

### 第4節 ロータリアンの発祥を記念して。

ロータリアンの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアンの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第15条 ロータリアンの雑誌

### 第1節 購読義務。

本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

### 第2節 購読料。

購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

## 第16条 ロータリアンの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリアンの目的の中に示されたロータリアンの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第17条 仲裁および調停

### 第1節 意見の相反。

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

### 第2節 調停または仲裁の期限。

要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

### 第3節 一 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。  
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (d) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (e) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

### 第4節 一 仲裁。

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

### 第5節 一 仲裁人または裁定人の決定。

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

## 第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

## 第19条 改正

### 第1節 改正の方法。

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

### 第2節 一 第2条と第4条の改正。

第2条(名称)および第4条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

# 推奨ロータリークラブ細則

\* 解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第 15 条より）。

条	題目	頁
1	定義	95
2	理事会	95
3	選挙と任期	95
4	役員の任務	96
5	会合	97
6	会費	97
7	採決の方法	97
8	委員会	97
9	財務	98
10	会員選挙の方法	98
11	改正	98

# 推奨ロータリークラブ細則

高 畠 ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されています。

## 第1条 定義

1. 理事会: 本クラブの理事会
2. 理事: 本クラブの理事
3. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数: 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI: 国際ロータリー
6. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

---

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

---

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第2条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

## 第3条 選挙と任期

**第1節** 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

**第2節** 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3節** 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第5節** 各役職の任期は以下の通りである。

会 長	1年
副 会 長	1年
会 計	1年
幹 事	1年
会場監督	1年
理 事	1年

---

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

## **第4条 役員の仕事**

**第1節** 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

**第2節** 直前会長は、クラブの理事を務める。

**第3節** 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

**第4節** 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

**第5節** 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

**第6節** 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

**第7節** 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

**第8節** 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

---

各クラブ役員の仕事と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

## 第5条 会合

**第1節** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

**第2節** 本クラブの例会は、次の通り開催する：毎週木曜日、12時30分より。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

**第3節** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

---

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

## 第6条 会費

本クラブの年会費は180,000円とする。会費は次の通り支払われる：7月と1月/90,000円、月ごと/15,000円。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

---

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

---

衛星クラブの投票手続もここに含める。

## 第8条 委員会

**第1節** 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る：会場監督委員会、プログラム委員会、親睦活動委員会。

**第2節** 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

**第3節** それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

---

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

## 第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

## 第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

## 第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

(2022年7月)

# 高畠ロータリークラブ細則

## 第1条 理事会及び役員選挙

### 第1節

役員を選挙すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および9名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところから従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところから従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た9名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

### 第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、一週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

### 第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員13名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条は第1節に基づいて選挙された7名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計および直前会長である。

## 第3条 役員の仕事

### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーの任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### 第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

### 第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

### 第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行いその他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

### 第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

## 第4条 会 合

### 第1節 年次総会※

本クラブの年次総会は毎年12月第4木曜日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

---

※注：標準ロータリー・クラブ定款第4条第2節は、“本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない”と規定している。

---

### 第2節

本クラブの毎週の例会は木曜日12:30時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%出席していたことが実証されなければならない。

### 第3節

RI細則第2.020.4.項に規定する場合を除いて、会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節

定例理事会は毎月第一木曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって収集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

### 第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金および会費

### 第1節

入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

## 第2節

会費は年額180,000円とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。同一企業内会員の会費は年額90,000円とする。

---

(注：ロータリアン誌の購読料は年額米貨12ドルとする)

---

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 委員会

### 第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会

クラブ会報、広報、雑誌委員会

親睦活動委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職分類委員会

ロータリー情報委員会

(d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

(e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

(f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれの毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中を含めなければならない。

## 第3節 社会奉仕委員会

(a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：環境保全・高齢者委員会

## 第8条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること…これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる…を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) 職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) クラブ会報、広報、雑誌委員会。

1) クラブ会報は、クラブ週報の発行によって関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

2) 広報は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣言を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

3) 雑誌は、ロータリアン誌に対する読書の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリー以外の人々に役立てるものとする。

(d) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課す

る任務を果たすものとする。

(f) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格職業および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の指名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要とする人々に貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

(b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。

(c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

(d) 共同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

## 第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

---

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してのその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

---

## 第10条 財務

### 第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査を行わなければならない。

### 第3節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至

る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R I に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I 事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

## 第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条 会員選挙の方法 (すべての会員身分について)

### 第1節

本クラブの正会員、シニア、アクティブ会員もしくはバスト・サービス会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本状に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

### 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

### 第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し

理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

## 第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員章を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

## 第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条 議事の順序

開会宣言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信および告示事項  
委員会報告（もしあれば）  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム  
閉会

## 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会に少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。